

# 食品表示基準第9条に 該当するか否かの確認

令和3年11月18日  
消費者庁食品表示企画課

# 食品表示基準第9条に該当するか否かの確認(案)

- 食品添加物の不使用表示については、食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)第9条に規定された表示禁止事項に該当するか否かのメルクマールとなるガイドラインを策定することとされた。
- 食品表示基準上、添加物が不使用である旨の表示に関する特段の規定はなく、現状では、食品関連事業者が任意で「無添加」、「不使用」等の表示を行っており、その種類は多岐に渡っていることから、表示の一つずつについて表示禁止事項に該当するか否か確認を行うことは困難である。このため、事務局において、店舗調査※で得られた商品写真を活用し、「誤認を生じさせるおそれのある食品添加物の不使用表示」について11の類型項目の作成を行った。 ※令和2年度 新たな加工食品の原料原産地表示制度に係る表示実態調査
- 作成した類型項目について、事務局において、食品表示基準第9条に該当するか否かの確認を委員の意見を踏まえて行ったところ、該当・非該当の声、また、使用する用語や表示の程度によっては該当し得るのではないかといった一様ではない意見があった。
- そのため、事務局において、類型項目の中で、消費者に誤認を生じさせるおそれが高いと考えられる表示について、その詳細を示すこととした。

No.	類型			
	項目名	類型の説明	うち、消費者に誤認を生じさせるおそれが高いと考えられる表示の詳細	ガイドラインの構成イメージ(案) 3.(1)又は(2)の別
①	単なる「無添加」	無添加となる対象が不明確 例: 単なる「無添加」の表示	・対象を明示せず単に無添加と表示をすると、何を添加していないのかが不明確であるため、添加されていないものについて消費者自身が推察することになり、一般的に消費者が推察した内容が事業者の意図と異なる場合には内容物を誤認させるおそれがある。 ※参考: QA加工-90	(1)

No.	類型			
	項目名	類型の説明	うち、消費者に誤認を生じさせるおそれが高いと考えられる表示の詳細	ガイドラインの構成イメージ(案) 3. (1)又は(2)の別
②	食品表示基準に規定されていない用語	<p>無添加あるいは不使用と共に用いる用語が食品表示基準において規定されていない</p> <p>例:「人工甘味料不使用」等、人工、合成、化学調味料、天然等の用語を使用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品衛生法において、指定添加物及び既存添加物には化学的合成品も天然物も含まれており、いずれも使用が認められている。</li> <li>食品表示基準において、添加物の表示は化学的合成品と天然物に差を設けず原則として全て表示することとし、次長通知でも、添加物の表示において「天然」又はこれに類する表現の使用を認めていない。なお、食品表示基準における人工及び合成の用語は、令和2年7月に削除されている。</li> <li>化学調味料の用語は、かつてハム類のJAS規格において使用されていたが、平成元年には削除されており、食品表示基準において使用されたことはない。</li> <li>適切とはいえない人工、合成、化学及び天然の用語を用いた添加物の表示は(天然香料を除く)、消費者がこれら用語に悪い又は良い印象を持っている場合、無添加あるいは不使用と共に用いることで、実際のものより優良又は有利であると誤認させるおそれがある。</li> </ul>	(1)

No.	類型			
	項目名	類型の説明	うち、消費者に誤認を生じさせるおそれが高いと考えられる表示の詳細	ガイドラインの構成イメージ(案) 3. (1)又は(2)の別
③	添加物の使用が法令で認められていない	<p>当該食品に対して添加物の使用が法令上で認められていない</p> <p>例: 清涼飲料水に「ソルビン酸不使用」※／食品表示基準別表第5において名称の規定をもつ食品であり、特定の添加物を使用した場合に、同別表第3の定義から外れる当該添加物を無添加あるいは不使用と表示</p> <p>※ 清涼飲料水へのソルビン酸の使用は使用基準違反</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・添加物に関する法令において当該添加物が使用されることはない旨を知らず、当該添加物が使用された商品を望んでいない消費者は、当該品は不使用表示のない商品よりも優れている商品であると読み取るおそれがあり、実際のものより優良又は有利であると誤認させるおそれがある。</li> <li>・なお、コーデックスにおいては、当該食品への添加が認められていない場合、強調表示を用いることができない。 ※参考: コーデックスCAC/GL 1-1979 (5 5.1(vi)(d))</li> </ul>	(1)
④	一切の添加物の不使用を想起	<p>添加物を使用しているのに、添加物が全く使用されていないことを想起させる</p> <p>例: 大きく「無添加」と表示した側に小さく「保存料、着色料」の表示(保存料、着色料以外は使用)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表示が事実であれば直ちに誤認を生じさせるおそれがあるとはいえないが、表示の仕方によっては、表示上の特定の添加物だけでなく、その他の添加物を全く使用していないという印象を与えかねず、内容物を誤認させるおそれがある。</li> </ul>	(2)

No.	類型			
	項目名	類型の説明	うち、消費者に誤認を生じさせるおそれが高いと考えられる表示の詳細	ガイドラインの構成イメージ(案) 3. (1)又は(2)の別
⑤	同一機能・類似機能(添加物)	<p>「〇〇無添加」、「〇〇不使用」としながら、〇〇と同一機能、類似機能を有する他の添加物を使用している</p> <p>例:「保存料不使用」としながら日持ち向上目的で添加物を使用／合成着色料不使用としながら既存添加物の着色料を使用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者が、添加物が含まれている食品を回避したいと考えている場合で、不使用表示の添加物と、それと同一機能、類似機能を有する添加物の違いが分からない場合、当該品は、当該不使用添加物を使用している商品よりも優れている商品であると読み取るおそれがあり、実際のものより優良又は有利であると誤認させるおそれがある。</li> <li>・なお、コーデックスにおいては、同程度に顕著な表現で明示されている場合を除き、当該品に同等な特質を与える他の物質により代替されている場合、強調表示を用いることができない。 ※参考:コーデックスCAC/GL 1-1979(5 5.1(vi)(c))</li> </ul>	(1)

No.	類型			
	項目名	類型の説明	うち、消費者に誤認を生じさせるおそれが高いと考えられる表示の詳細	ガイドラインの構成イメージ(案) 3. (1)又は(2)の別
⑥	同一機能・類似機能 (原材料)	<p>「〇〇無添加」、「〇〇不使用」としながら、〇〇と同一機能、類似機能を有する原材料を使用している</p> <p>例: 化学調味料を使用していない旨の表示をしながら、原材料として、アミノ酸を含有する抽出物を使用／乳化剤を使用していない旨を表示しながら卵黄など乳化作用をもつ原材料を使用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品の特定の成分のみを抽出したこと等により、当該食品との科学的な同一性が失われていると考えられるもので代替することは、社会通念上食品であると考えられるもので代替することとは異なる。しかし、消費者が添加物が含まれている食品を回避したいと考えている場合で、社会通念上食品であるとは考えられないもので代替されていると認知しない場合、当該品は、添加物を使用した商品よりも優良又は有利であると誤認させるおそれがある。</li> <li>・不使用表示と共に同一機能、類似機能を有する原材料について明示しない場合、消費者が当該原材料の機能であると分からず、他の原材料による機能が作用していると読み取るおそれがあり、内容物を誤認させるおそれがある。</li> <li>・なお、コーデックスにおいては、同程度に顕著な表現で明示されている場合を除き、当該食品に同等な特性を与える他の物質により代替されている場合、強調表示を用いることができない。 ※参考:コーデックス CAC/GL 1-1979 (5.1(vi)(c))</li> </ul>	(1)

No.	類型			ガイドラインの構成イメージ(案) 3. (1)又は(2)の別
	項目名	類型の説明	うち、消費者に誤認を生じさせるおそれが高いと考えられる表示の詳細	
⑦	健康、安全と関連付ける	<p>無添加あるいは不使用を健康や安全の用語と関連付ける</p> <p>例: 体にいいことの理由として無添加あるいは不使用を表示／安全であることの理由として無添加あるいは不使用を表示</p>	<p>・添加物は、安全性について評価を受け、人の健康を損なうおそれのない場合に限って国において使用を認めていることから、事業者が独自に健康及び安全について科学的な検証を行い、それらの用語と関連付けることは困難であり、実際のものより優良又は有利であると誤認させるおそれがある。また、内容物を誤認させるおそれがある。</p> <p>・なお、コーデックスにおいて、誤認させるおそれのある強調表示として「健康に良い」「安全な」が示されている。 ※参考: コーデックスCAC/GL 1-1979 (4.4.2)</p>	(1)
⑧	健康、安全以外と関連付ける	<p>健康、安全以外の、賞味期限及び消費期限、添加物の用途、おいしい等と関連付ける</p> <p>例: 「保存料不使用なのでお早めにお召し上がりください」／製品が変色する可能性の理由として着色料不使用を表示／おいしい理由として無添加あるいは不使用を表示</p>	<p>・おいしい理由として添加物不使用表示をする際に、おいしい理由と添加物不使用であることとの因果関係を説明できない場合には、実際のものより優良又は有利であると誤認させるおそれがある。</p> <p>・「保存料不使用なので、お早めにお召し上がりください」と表示することで、期限表示よりも早く喫食しなければならないという印象を与えた場合には、食品表示基準第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾するおそれがある。</p> <p>・製品が変色する可能性の理由として着色料不使用を表示する際に、変色と着色料の用途との関係について説明ができない場合には、内容物を誤認させるおそれがある。</p>	(1)

No.	類型			ガイドラインの構成イメージ(案) 3. (1)又は(2)の別
	項目名	類型の説明	うち、消費者に誤認を生じさせるおそれが高いと考えられる表示の詳細	
⑨	添加物の使用が予期されていない	<p>消費者が通常その食品に添加物が使用されていることを予期していない</p> <p>例: 食品元来の色を呈している食品に「着色料不使用」/同種の商品が一般的に当該添加物を使用していないことから、消費者が当該添加物の使用を予期していない商品に対して、当該添加物の不使用を表示</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該添加物が使用された商品を望んでいない消費者は、同種の製品が一般的に添加物が使用されないことがないため添加物の使用を予期していない状況においては特に、当該品は不使用の表示がない商品よりも優れている商品であると読み取るおそれがあり、実際のものより優良又は有利であると誤認させるおそれがある。</li> <li>・なお、コーデックスにおいては、通常、当該食品中に存在すると消費者が予期していない場合、強調表示を用いることができない。 ※参考:コーデックスCAC/GL 1-1979(5.1(vi)(b))</li> </ul>	(1)
⑩	強調	<p>過度に無添加あるいは不使用の文字等を使用している</p> <p>例: 場所を変えて複数回、○○を使用していない旨を記載する/一括表示欄よりも大きな文字や目立つ色を使用して「○○不使用」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・強調することで直ちに誤認を生じさせるとはいえないが、容器包装のあらゆる場所に過度に強調して不使用表示を行う場合や、過度に協調されたフォント、大きさ、色、用語などを用いる場合は、消費者が一括表示を見る妨げとなり、強調された特定の添加物だけでなく、その他の添加物を全く使用していないことと印象付けるおそれがあり、内容物を誤認させるおそれがある。</li> <li>・他の類型項目と組み合わせた際、他の類型項目による誤認を助長させるおそれがある。</li> </ul>	(2)



No.	類型			
	項目名	類型の説明	うち、消費者に誤認を生じさせるおそれが高いと考えられる表示の詳細	ガイドラインの構成イメージ(案) 3. (1)又は(2)の別
⑪	加工助剤、 キャリアオーバー	加工助剤やキャリアオーバーとして使用されている(又は使用されていないことが確認できない)  例:最終製品に「保存料不使用」の表示をしているが、原材料に保存料を使用している／原材料の製造工程において添加物が使用されていないことが確認できないため、自社の製造工程に限定する旨の記載と共に無添加あるいは不使用を表示	添加物の表示については、当該食品の原材料の製造又は加工の過程まで確認を行うことが必要であり、一括表示外であっても、確認結果に基づいた表示を行わない場合、内容物を誤認させるおそれがある。 ※参考:QA加工-90	(1)

### 第2章 加工食品 第3条第1項関係 (添加物関係)

(加工-90)「添加物は一切使用していません」、「無添加」などと表示をすることはできますか。

(答)

- 1 通常同種の製品が一般的に添加物が使用されているものであって、当該製品について添加物を使用していない場合に、添加物を使用していない旨の表示をしても差し支えないと考えます。

なお、加工助剤やキャリーオーバー等で表示が不要であっても添加物を使用している場合には、添加物を使用していない旨の表示をすることはできません。

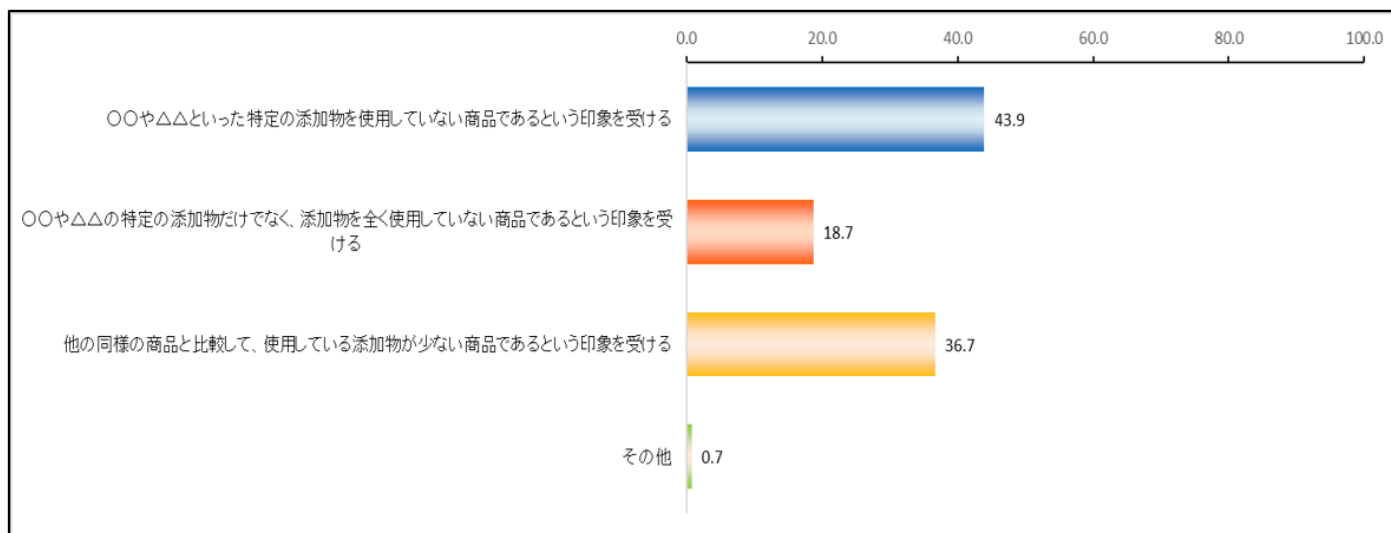
また、「無添加」とだけ表示することは、何を加えていないかが不明確なので、具体的に表示することが望ましいと考えます。

- 2 さらに、同種の製品が一般的に添加物が使用されることがないものである場合、添加物を使用していない旨の表示をすることは適切ではありません。

## 参考：令和2年度食品表示に関する消費者意向調査報告書

問70 あなたは「〇〇を使用していない」、「△△無添加」など、〇〇や△△といった特定の添加物を使用していないという表示について、どのような印象を受けますか。（お答えは1つ）

特定の添加物を使用していない表示の印象について、「〇〇や△△といった特定の添加物を使用していない商品であるという印象を受ける」が43.9%と最も多く、次いで「他の同様の商品と比較して、使用している添加物が少ない商品であるという印象を受ける」が36.7%、「〇〇や△△の特定の添加物だけでなく、添加物を全く使用していない商品であるという印象を受ける」が18.7%。



### 「その他」の主な回答

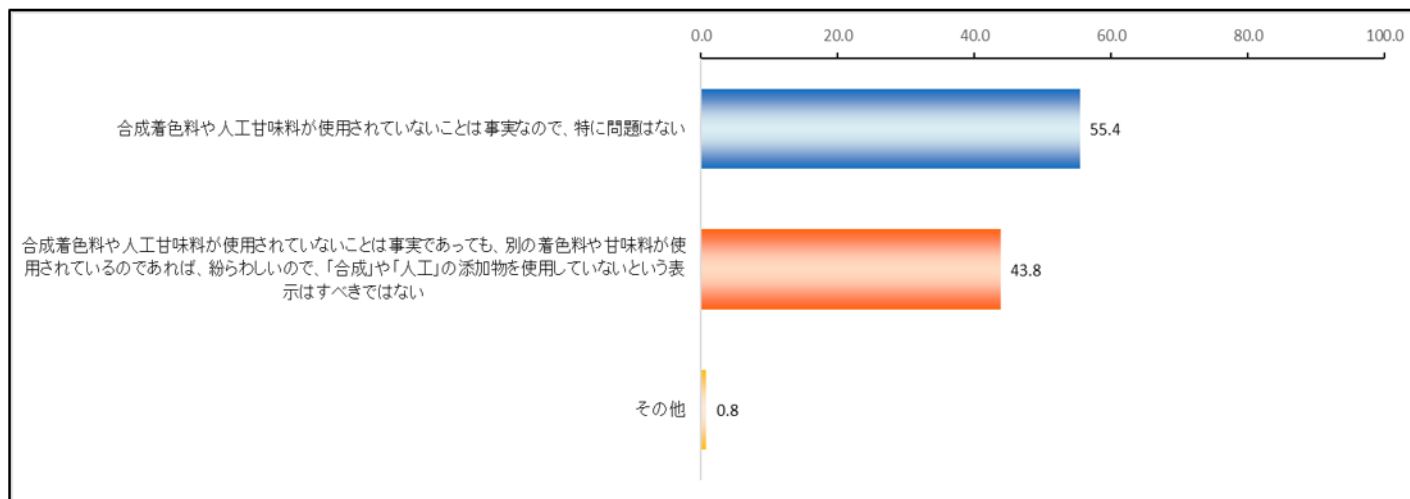
抵抗がある。

保存が利かない。

## 参考：令和2年度食品表示に関する消費者意向調査報告書

問71 あなたは「合成着色料を使用していない」、「人工甘味料無添加」など、合成〇〇や人工△△といった「合成」や「人工」の添加物を使用していないという表示がされている商品に、果物や野菜から抽出された色素や、植物から抽出された甘味料などが使用されていることについて、どのような印象を受けますか。（お答えは1つ）

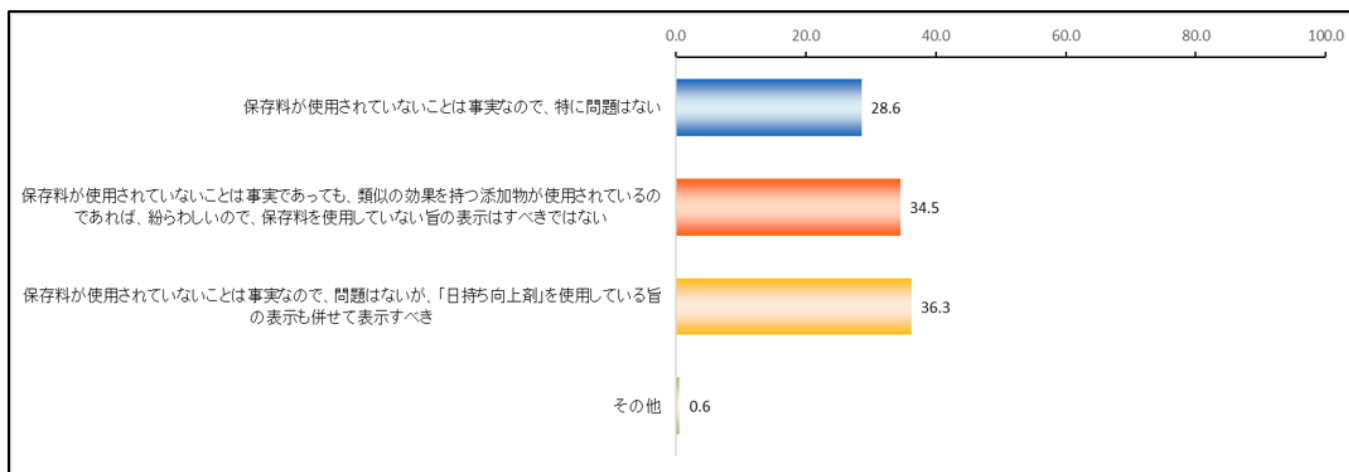
果物や野菜から抽出された色素や植物から抽出された甘味料などが使用されていることの印象について、「合成着色料や人工甘味料が使用されていないことは事実なので、特に問題はない」が55.4%と最も多く、次いで「合成着色料や人工甘味料が使用されていないことは事実であっても、別の着色料や甘味料が使用されているのであれば、紛らわしいので、『合成』や『人工』の添加物を使用していないという表示はすべきではない」が43.8%。



## 参考：令和2年度食品表示に関する消費者意向調査報告書

問72 保存料ではありませんが、「日持ち向上剤」など日持ちを向上させる効果を持つ添加物があります。あなたは「保存料を使用していない」、「保存料無添加」など、保存料を使用していないと表示されている商品に、「日持ち向上剤」など添加物が使用されていることについて、どのような印象を受けますか。（お答えは1つ）

「保存料を使用していない」、「保存料無添加」など、保存料を使用していないと表示されている商品に、「日持ち向上剤」など添加物が使用されていることの印象について、「保存料が使用されていないことは事実なので、問題はないが、『日持ち向上剤』を使用している旨の表示も併せて表示すべき」が36.3%と最も多く、次いで「保存料が使用されていないことは事実であっても、類似の効果を持つ添加物が使用されているのであれば、紛らわしいので、保存料を使用していない旨の表示はすべきではない」が34.5%、「保存料が使用されていないことは事実なので、特に問題はない」が28.6%。



### 3 禁止される強調表示

以下の強調表示については禁止すべきである。

#### 3.3 実証できない強調表示。

### 4 誤認させる恐れのある強調表示

以下は、誤認させる恐れのある強調表示の例である。

4.2 「健全な(wholesome)」、「健康に良い(healthful)」、「安全な(sound)」などの適正衛生規範に関する強調表示。

### 5 条件付き強調表示

5.1 以下の強調表示については、各々に対して付された特別な条件に従うものであれば認められる。

(vi) 食品に特定の物質が含まれていないこと又は添加されていないことを強調する強調表示は、当該強調表示が誤認させることのないものであり、当該物質が以下の全てに該当する場合に、用いることができる。

- (b) 通常、当該食品中に存在すると消費者が予期していること
- (c) 同程度に顕著な表現で明示されている場合を除き、当該食品に同等な特質を与える他の物質により代替されていないこと
- (d) 当該食品中の存在、又は当該食品への添加が認められていること